宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大地震における木造住宅等の被害を軽減するため、木造住宅の耐震化に要する費用の一部を補助する木造建築物等地震対策促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し宮崎市補助金等交付規則（昭和５０年規則第１９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　木造住宅　木造の在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁構法による一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。（店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）

(2)　耐震診断士　宮崎県木造住宅耐震診断士として県に登録された建築士（建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第１項の建築士をいう。）で耐震診断を行う者をいう。

(3)　耐震診断　耐震診断士が行う次に掲げる耐震診断によるものとする。

ア　「木造住宅の耐震診断と補強方法」（(一財）日本建築防災協会発行）によるもの。

イ　その他市長が認める方法によるもの。

(4)　耐震補強設計　耐震診断士が行う建築物の耐震性能を向上させるための補強計画（上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）を１．０以上にするもの）で、その耐震性能の向上を（一財）日本建築防災協会が定める「一般診断法」又は「精密診断法」に即して確認した設計をいう。

(5)　耐震改修　耐震診断の結果、評点１．０未満（倒壊する可能性が高い建築物又は倒壊する可能性がある建築物）の木造住宅を、耐震診断士が工事監理し、１．０以上（一応倒壊しない）とする改修工事をいう。

(6)　総合支援　耐震補強設計及び耐震改修を実施する所有者に対し、総合的な支援を行うことをいう。

(7)　除却　耐震診断の結果、評点１．０未満の木造住宅を、すべてを取り除く工事をいう。ただし、当該除却工事に伴う、対象とならない既存住宅の修繕等の工事は含まないものとする。

(8)　建替え　耐震診断の結果、評点１．０未満の木造住宅を、すべてを除却し、当該地において省エネ基準に適合する住宅の新築工事を行うことをいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1)耐震診断　（長屋、共同住宅に限る。）

(2)総合支援

(3)除却

(4)建替え

（補助対象住宅）

第４条　補助金の交付の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　宮崎市内に存するもの。

(2)　昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの。（昭和５６年６月１日以降に増築したものを含む。）

(3)　地上階数が２以下であるもの。

(4)　耐震診断の結果、評点が１．０未満のもの。

(5)　木造住宅に明らかな法令違反のないこと。

(6)　除却及び建替えについては、現に居住されていること。

(7)　除却については、除却後に昭和５６年６月１日以降に着工されたもの、耐震診断の結果、評点が１．０以上のもの又は耐震改修工事を行ったものに住み替えることが確実であること。

(8)　建替えについては、建替え後の住宅に居住することが確実であること。

（補助対象者）

第５条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　第４条に規定する補助対象住宅の所有者、管理者又は占有者。

(2)　市税を滞納していないこと。ただし、市税を滞納している者が市税の完納その他市長が認める措置を行ったときは、補助対象者とすることができる。

(3)　宮崎市暴力団排除条例（平成２３年条例第４７号）第２条第１号に規定する暴力団、若しくは同条第２号に規定する暴力団員、又は同条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。

（適用除外）

第６条　次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定は適用しない。

(1)　建築基準法の一部を改正する法律（平成１０年法律第１００号）による改正前の建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３８条の規定に基づき建設大臣から認定を受けた建築材料又は構造方法を用いた木造住宅。

(2)　当該木造住宅において、過去にこの要綱に基づく補助金又はこの要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがあるもの。

(3)　既に補助事業に係る契約を締結し、又は着手している木造住宅。

(4)　宮崎市災害危険区域内における住宅改築等事業補助金の交付を受けている木造住宅。

(5)　所有者から補助対象事業について同意が得られないとき。

(6)　国、地方公共団体その他の公の機関が所有する木造住宅。

(7)　建替えについては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域内に在する木造住宅。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。この場合において、消費税等相当額は除き、算出された補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

事業区分	補助金の額
耐震診断	次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。 （１）耐震診断に要する費用×２／３ （２）３３６，０００円
総合支援	次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。 （１）耐震改修工事に要する費用×４／５ （２）１１５万円
除　却	次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする。 （１）除却工事に要する費用×２３％ （２）耐震改修等に要する費用相当分（補助対象住宅の延床面積に３４，１００円を乗じて得た額）×２３％ （３）３４４，０００円
建替え	次に掲げる額のうち、いずれか小さい額とする （１）建替え工事に要する費用×２３％ （２）耐震改修等に要する費用相当分（補助対象住宅の延床面積に３４，１００円を乗じて得た額）×２３％ （３）３８０，０００円

（交付の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

３　前２項の規定による申請をした者が、第９条第１項の規定による選定を受けたときは速やかに、別表に定める書類を市長に提出しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、申請者の滞納無証明書については、公簿等の確認により申請者が市税を滞納していないことが確認できた場合は、その提出を省略することができる。

（補助金交付対象となる候補者の選定）

第９条　市長は、前条第１項及び第２項の規定による申請の数が募集件数を超えたときは、抽選により申請者の中から補助金交付対象となる候補者（以下「対象候補者」という。）を選定するものとする。

２　総合支援については、耐震診断の評点が０．７未満のものを優先するものとする。ただし、評点が０．７未満の申請の数が募集件数を超える場合は、その中から抽選するものとし、募集件数に満たない場合は、評点が０．７以上１．０未満の申請の中から抽選し選定するものとする。

３　市長は、前２項の規定による抽選を行う場合、あわせて補欠者及びその順位を決定することができる。

４　市長は、第１項及び第２項の規定により対象候補者を選定したとき並びに前項の規定により補欠者及びその順位を決定したときは、その旨を対象候補者選定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

５　前４項に定めるもののほか、選定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（交付の決定）

第１０条　市長は、前条第１項及び第２項の規定により選定された者から提出された書類（第８条第３項に規定する添付書類を含む。）の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に、補助事業に係る契約を締結し、当該事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第１１条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付することができる。

(1)　補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならないこと。

(2)　耐震補強設計を適正に行うこと。

(3)　前２号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項。

（交付申請内容の変更）

第１２条　補助事業者は、補助金の交付申請の内容を変更をしようとするとき（軽微な変更であって交付決定額に変更を生じないものを除く。）は、補助金交付変更承認申請書（様式第４号）に別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金交付変更承認通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（遅滞等の報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅滞等報告書（様式第６号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない

２　市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、指示書（様式第７号）により申請者に指示するものとする。

（事業の取りやめ）

第１４条　補助事業者は、補助金の交付決定後に補助事業を取りやめる場合は、取りやめ等届（様式第８号）に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による取りやめ等届の提出があったときは、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第１５条　補助事業者は、事業が完了したときは、完了実績報告書（様式第９号）に別表に定める書類を添えて、速やかに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該期限を変更又は延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の確定）

第１６条　市長は、前条の報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金交付確定通知書（様式第１０号）により補助事業者に通知するものとする。

（代理受領）

第１７条　補助事業者は、補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

２　代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、請求及び受領に関する委任状を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

３　市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

４　前項の規定による交付があったときは、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（補助金交付決定の取り消し）

第１８条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　補助金交付の条件に違反したとき。

⑷　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第１９条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

（雑則）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１７年１０月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年　３月２２日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年　４月２２日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２３年　８月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２４年　４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２４年　６月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２５年　６月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２５年　８月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年　４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２６年　６月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２７年　６月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２７年　７月１７日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２８年　５月２５日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２８年１０月２７日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２９年　５月２３日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３０年　３月１９日から施行する。

附　則
この要綱は、平成３１年　３月２９日から施行する。

（経過措置）
改正前の宮崎市木造住宅耐震診断・改修補助事業補助金交付要綱の規定に基づき、一段階目の段階的改修工事まで完了し、二段階目の段階的改修工事に至っていないものに係る補助金の取扱いについては、令和２年度までに限り従前の例による。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和　２年　４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和　３年　４月　１日から施行する。

附　則
１　この要綱は、令和　３年１０月１８日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の際限にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
３　この要綱の施行の際限にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則
この要綱は、令和　４年　４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和　５年　４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和　６年　４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和　７年　４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和　７年　４月１７日から施行する。

附　則
この要綱は、令和　８年　４月　１日から施行する。

別表（第８、１２、１５条関係）

申請 報告時期	補助区分			
	耐震診断	総合支援	除却	建替え
交付申請時	チェックリスト 1 （様式第１１号）	チェックリスト 4 （様式第１４号）	チェックリスト 6 （様式第１６号）	チェックリスト 8 （様式第１８号）
変更承認 申請時	チェックリスト２ （様式第１２号）			
完了実績 報告時	チェックリスト 3 （様式第１３号）	チェックリスト 5 （様式第１５号）	チェックリスト 7 （様式第１７号）	チェックリスト 9 （様式第１９号）

別記

様式第 １ 号（第 ８ 条関係）補助金交付申請書
様式第 ２ 号（第 ９ 条関係）対象候補者選定通知書
様式第 ３ 号（第１０条関係）補助金交付決定通知書
様式第 ４ 号（第１２条関係）補助金交付変更承認申請書
様式第 ５ 号（第１２条関係）補助金交付変更承認通知書
様式第 ６ 号（第１３条関係）事業遅滞等報告書
様式第 ７ 号（第１３条関係）指示書
様式第 ８ 号（第１４条関係）取りやめ等届
様式第 ９ 号（第１５条関係）完了実績報告書
様式第１０号（第１６条関係）補助金交付確定通知書
様式第１１号（第 ８ 条関係）チェックリスト１　耐震診断 交付申請時
様式第１２号（第１２条関係）チェックリスト２　総合支援 変更承認申請時
様式第１３号（第１５条関係）チェックリスト３　耐震診断 完了実績報告時
様式第１４号（第 ８ 条関係）チェックリスト４　総合支援 交付申請時
様式第１５号（第１５条関係）チェックリスト５　総合支援 完了実績報告時
様式第１６号（第 ８ 条関係）チェックリスト６　除却 交付申請時
様式第１７号（第１５条関係）チェックリスト７　除却 完了実績報告時
様式第１８号（第 ８ 条関係）チェックリスト８　建替え 交付申請時
様式第１９号（第１５条関係）チェックリスト９　建替え 完了実績報告時

様式第１号（第８条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

補助金交付申請書

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

申請者　　住 所
（フリガナ）
氏 名
電 話　　－　　－
性 別
生年月日　　年　　月　　日

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額	円
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
建築物の所在地	

確認事項（□にﾁｪｯｸを入れてください）

私は、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金の申請にあたり、下記事項について確認します。

1. 暴力団排除に関する誓約及び同意

   □　私は、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第２条第３号に規定する暴力団関係者(暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者)に該当しません。
   また、宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載した私の個人情報を警察機関へ提供されることに同意します。

2. 市税の納付状況について、市職員が公簿等で確認することに同意しますか。
   □　同意します。　　□同意しません。（滞納無証明書を添付します。）
3. 建築物の所有者は申請者以外にいますか。
   □　いいえ　　□はい（□所有者全員の同意書を添付）
4. □　既に補助事業に係る契約を締結し、又は着手していません。
5. □　申請内容に虚偽がある場合、補助金を返還します。

上記内容に相違ないことを誓約します。 氏名（自署）：

※自署以外の場合は記名押印してください。

抽選結果

様式第２号（第９条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

対象候補者選定通知書

宮　　建　　第　　号
令和　　年　　月　　日

様

宮崎市長　清山　知憲

　　年　　月　　日付けで申請のあった宮崎市木造建築物等地震対策促進事業について、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第９条第１項の規定に基づき抽選をおこなった結果、以下のとおりとなりましたので通知します。

受　付　番　号	
補助事業の区分	
選　定　結　果	
建築物の所在地	
備　　考	

注意事項

（１）本通知書は、抽選結果についての通知であり、補助金交付決定通知書とは異なります。

（２）当選者は、本事業の「対象候補者」となります。今後、本申請書類の審査を経て適当と認められた場合に、正式に「補助事業者（補助金交付決定）」となります。

（３）対象候補者は、本事業の契約及び着手は、補助金交付決定後に行ってください。
事前に契約、着手した場合には補助金の交付はできません。

（４）裏面の記載事項をよくご確認ください。

様式第３号（第１０条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

補助金交付決定通知書

宮　　建　　第　　号

様

宮崎市長　清山　知憲

付けで申請のあった宮崎市木造建築物等地震対策促進事業の補助金については、次のとおり決定したので、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

補助金の額	円
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
住宅等の所在地	
建物の概要	
交付の条件	（１）付けによる申請書記載のとおり （２）宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１１条による

備　考

（１）宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。

（２）この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。

（３）要綱の規定に違反した場合、また補助金の使途が適正でない場合は、この決定が取消しになる場合がある。その際は市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。

（４）この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第４号（第１２条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

補助金交付変更承認申請書

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

申請者　　住所

氏名

電話　　－　　－

　　年　　月　　日付け宮建第　　号　　で交付決定（変更承認）のあった宮崎市木造建築物等地震対策促進事業について当該事業計画の変更の承認を受けたいので、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１２条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金変更承認申請額	円　（変更後） （　差引き増減額　　円）
補助金交付決定額又は変更承認額	円　（変更前）
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
変更の理由	□ 交付決定額の変更 □ その他（　　）
添付書類	事業計画書

様式第５号（第１２条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

補助金交付変更承認通知書

宮　　建　　第　　号

様

宮崎市長　清山　知憲

付けで申請のあった宮崎市木造建築物等地震対策促進事業の変更については、次のとおり承認したので宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１２条第２項の規定により通知します。

補助金変更承認額	円　（変更後） （　増減額　　円）
補助金交付決定額 又は変更承認額	円　（変更前）
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
住宅の所在地	
変更の内容	
交付の条件	（１）付けによる申請書記載のとおり

備　考

（１）宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。

（２）この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。

（３）要綱の規定に違反した場合、また補助金の使途が適正でない場合は、この決定が取消しになる場合がある。その際は市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。

（４）この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第６号（第１３条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

事業遅滞等報告書

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

申請者　　住所

氏名

電話　　－　　－

　　年　　月　　日付け宮建第　　号　　で交付決定（変更承認）のあった宮崎市木造建築物等地震対策促進事業について当該事業の遅滞等が生じたので、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１３条第１項の規定により報告します。

補助金交付決定額又は変更承認額	円
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
遅滞等の理由	

様式第７号（第１３条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

指　示　書

宮　　建　　第　　号

様

宮崎市長　清山　知憲

付けで報告のあった宮崎市木造建築物等地震対策促進事業の遅滞等について、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により次のとおり指示します。

指　示　の　内　容	
そ　　の　　他	

備　考

（１）宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。

（２）この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。

（３）要綱の規定に違反した場合、また補助金の使途が適正でない場合は、この決定が取消しになる場合がある。その際は市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。

（４）この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第８号（第１４条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

取りやめ等届

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

申請者　　住所

氏名

電話　　－　　－

以下のとおり関係規定に基づき届け出ます。

補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
区分	□ 補助事業の取りやめ（　　年　　月　　日付け宮建第　号）
	□ 対象候補者の辞退　（　　年　　月　　日付け宮建第　号）
取りやめ・辞退の理由	（具体的な理由を記入）

※補助金交付決定後に事業を取りやめる場合のみ、交付済みの「補助金交付決定通知書（原本）」を添えて提出してください。
※対象候補者（当選段階）での辞退の場合は、通知書の添付は不要です。
※区分欄には交付を受けた通知書の日付等を記入してください。

様式第９号（第１５条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

完了実績報告書

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

申請者　　住所

氏名

電話　　－　　－

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業が完了したので、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１５条の規定により、関係書類を添えて実績報告書を提出します。

補助金交付決定日 又は変更承認日	年　　月　　日　宮建第　　号
補助金交付決定額 又は変更承認額	円
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
住宅等の所在地	
事業実施報告 ・収支決算	別紙のとおり

様式第１０号（第１６条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

補助金交付確定通知書

宮　　建　　第　　号

様

宮崎市長　清山　知憲

付けで交付決定（変更承認）のあった宮崎市木造建築物等地震対策促進事業の補助金については、交付額を次のとおり確定したので宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付要綱第１６条の規定により通知します。

補助金交付決定日 又は変更承認日	宮建第号
補助金交付決定額 又は変更承認額	円
補助金交付確定額	円
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え
住宅等の所在地	
上部構造評点	【診断結果】　： 【完了後】　：

※上部構造評点　Ａ：1.5以上（倒壊しない）　Ｂ：1.0以上～1.5未満（一応倒壊しない）
Ｃ：0.7～1.0未満（倒壊する可能性がある）　Ｄ：0.7未満（倒壊する可能性が高い）
※除却・建替えの場合は空欄

様式第１１号（第８条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト１　耐震診断　交付申請時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　交付申請書（様式第1号）	滞納無証明書と同一の住所 登記簿上の所有者であること
□　事業計画書	建物概要、収支予算、市補助金の計算
□　委任状	代理人に委任する場合
□　建物写真（倉庫、車庫等敷地内建築物含む）	補強対象建築物の外観、 敷地内の建築物（倉庫、車庫等）
□　附近見取図	
□　配置図（敷地内建築物の図示）	境界線からの距離　敷地内建築物の図示
□　各階平面図	床面積が計算できるもの
□　耐震診断の見積書の写し	
□　住宅の建築時期及び所有者等が確認できる書類	固定資産税納税通知書
□　宮崎市税の滞納無証明書	申請書提出３ヶ月以内のもの(同意しない場合)
□　相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し添付
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、別途書類･修正が必要		
建築基準関係規定の違反はありますか？	無	有	【敷地内建築物の違反是正】 誓約書の提出
建物の所有者が複数名いますか？	いない	いる	【共有持分者】同意書の提出
宮崎県木造住宅耐震診断士は登録の有効期限内ですか？	期限内	期限切れ	登録の更新手続き

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
申請者要件　□適　□不適	
過去の耐震診断等の補助実績　□無　□有	
市補助金の計算　□適　□不適	
□用途地域（　　）	
違反の有無（敷地内別棟）　□無　□有→□誓約書	
暴力団照会　□予定　□／　済（□適　□結果添付）	
□都市計画図添付　□概要書添付	

様式第１２号（第１２条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【チェックリスト２　□耐震診断　□総合支援　□除却　□建替え　変更承認申請時】

申請者（代理者）記入欄（変更を伴う場合のみ）			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　補助金交付変更承認申請書（様式第４号）	
□　事業計画書（変更）	
□　補強後の耐震診断書	補強箇所、補強金物がわかる書類を含む
□　耐震改修工事の見積書の写し	補助対象項目の数量調書を添付
□　その他市長が必要と認めた書類	

■宮崎市職員審査欄（変更を伴う場合のみ）　※申請者は記入不要			
一次審査　審査日　／		担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
補強方法	□適	□不適	
見積書（算出根拠）	□適	□不適	
補助対象外工事	□無	□有（□適　□不適）	

変　更　概　要	
変更の内容	
交付決定額の変更	□無　　□有　　金額（当初　　）⇒（変更　　）

様式第１３号（第１５条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト３　耐震診断　完了実績報告時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　完了実績報告書（様式第９号）	滞納無証明書と同一の住所
□　事業実施報告書	建物概要、収支決算、市補助金の計算
□　耐震診断の契約書(変更契約)の写し	契約日は、補助金交付決定通知書の日付以降
□　耐震診断の領収書の写し	
□　耐震診断時の写真	
□　宮崎市への請求書	
□　代理受領の場合、請求及び受領に関する委任状	
□　代理受領の場合、相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、修正が必要		
契約書の日付は**『補助金交付決定通知書』の日付以降**になっていますか？	はい	いいえ	

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
市補助金の計算　□適　□不適	
違反誓約書の有無　□無　□有（□是正済み）（□通知書作成）	

様式第１４号（第８条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト４　総合支援　交付申請時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　交付申請書（様式第１号）	
□　事業計画書	
□　委任状	代理者に委任する場合
□　評点がわかる書類	耐震診断結果通知書又は耐震診断書
□　建物写真	申請建物の外観、敷地内の建築物（倉庫、車庫等）
□　附近見取図	
□　配置図	境界線からの距離　敷地内建築物の図示
□　各階平面図	床面積が計算できるもの
□　耐震補強設計の見積書の写し	
□　耐震改修工事の見積書の写し	概算見積書
□　住宅の建築時期及び所有者等が確認できる書類	固定資産税納税通知書
□　宮崎市税の滞納無証明書	申請書提出３ヶ月以内のもの(同意しない場合)
□　相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し添付
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、別途書類･修正が必要		
建物は市街化調整区域内にありますか。	無	有	開発審査課との協議要
建築基準関係規定の不適合はありますか？	無	有	誓約書(違反是正)の提出
建物の所有者ですか。	該当	非該当	所有者からの同意書を提出
建物の所有者が複数名いますか？	いない	いる	共有持分者からの同意書の提出
耐震診断士の資格は有効期限内ですか？	期限内	期限切れ	登録の更新手続き

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
申請者要件　□適　□不適	
過去の耐震改修等の補助実績　□無　□有	
市補助金の計算　□適　□不適	
□用途地域（　　）□調整区域→□協議済	
建築基準法不適合の有無　□無　□有→□誓約書	
暴力団照会　□予定/ □　済（□適　□結果添付）	
□都市計画図添付　□概要書添付	

様式第１５号（第１５条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト５　総合支援　完了実績報告時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　完了実績報告書（様式第９号）	
□　事業実施報告書	
□　補強後の耐震診断書	補強箇所、補強金物がわかる書類を含む ※変更承認申請時に提出済の場合は省略可
□　耐震改修工事の写真（**全ての補強箇所**）	写真不足は補助対象外になる場合があります。
□　耐震改修工事の見積書	補助対象項目の数量調書を添付 ※変更承認申請時に提出済の場合は省略可
□　耐震補強設計の契約書（変更契約）の写し	
□　耐震改修工事の契約書（変更契約）の写し	
□　耐震補強設計の領収書の写し	設計＋工事の合算金額でも可。 代理受領の場合は、自己負担額（＝総事業費－交付決定額）分の領収書。
□　耐震改修工事の領収書の写し	
□　宮崎市への請求書	
□　代理受領の場合、請求及び受領に関する委任状	
□　代理受領の場合、相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、修正が必要		
契約書の日付は**『補助金交付決定通知書』の日付以降**になっていますか？	はい	いいえ	

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
市補助金の計算　□適　□不適	
違反誓約書の有無　□無　□有（□是正済み）（□通知書作成）	

様式第１６号（第８条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト6　除却　交付申請時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　交付申請書（様式第1号）	
□　事業計画書	
□　委任状	代理者に委任する場合
□　評点の分かる書類	耐震診断結果通知書または耐震診断書
□　建物写真	対象建築物の外観
□　附近見取図	
□　除却工事業者を確認できる見積書の写し	
□　除却工事業者の建設業許可通知書 又は解体工事業登録通知書の写し	
□　今後住む予定の建物の建築時期のわかる書類	旧耐震のものについては、上部構造評点が 1.0以上になっていることが確認できる書類
□　住宅の建築時期及び所有者等が確認できる書類	固定資産税納税通知書
□　宮崎市税の滞納無証明書	申請書提出３ヶ月以内のもの（同意しない場合）
□　相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、別途書類・修正が必要		
過去に耐震改修等の補助実績はありますか？	無	有	
建物の所有者ですか。	該当	非該当	所有者からの同意書を提出
建物の所有者が複数名いますか？	いない	いる	共有持分者からの同意書を提出
除却工事業者の許可又は登録は有効期限内ですか？	期限内	期限切れ	登録の更新手続き

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
申請者要件　□適　□不適	
過去の耐震改修等の補助実績　□無　□有	
市補助金の計算　□適　□不適	
違反の有無（敷地内別棟）　□無　□有	
暴力団照会　□予定　□／　済（□適　□結果添付）	
除却届　□済　□未	
リサイクル届　□対象外　□対象（□済）	
□都市計画図添付　□概要書添付	

様式第１７号（第１５条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト７　除却　完了実績報告時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　完了実績報告書（様式第９号）	転居後の新住所を記入
□　事業実施報告書	
□　除却工事の契約書(変更契約)の写し	
□　除却工事の領収書の写し	
□　除却工事の写真	工事前、工事後
□　産廃処理状況写真	集積、運搬、処分場への搬入等の状況
□　住民票	※転居した後のもの
□　宮崎市への請求書	
□　代理受領の場合、請求及び受領に関する委任状	**相手方登録申出書（工事を行った者）**
□　代理受領の場合、相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、修正が必要		
契約書の日付は**『補助金交付決定通知書』の日付以降**になっていますか？	はい	いいえ	

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
市補助金の計算　□適　□不適	
違反誓約書の有無　□無　□有（□是正済み）（□通知書作成）	
相手方登録変更　□済　□未	

様式第１８号（第８条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト８　建替え　交付申請時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　交付申請書（様式第1号）	
□　事業計画書	
□　委任状	代理者に委任する場合
□　評点の分かる書類	耐震診断結果通知書又は耐震診断書
□　建物写真	申請建物の外観
□　附近見取図	
□　見積書の写し	
□　除却工事業者の建設業許可通知書 又は解体工事業登録通知書の写し	
□　住宅の建築時期及び所有者等が確認できる書類	固定資産税納税通知書
□　宮崎市税の滞納無証明書	申請書提出３ヶ月以内のもの（同意しない場合）
□　相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、別途書類・修正が必要		
過去に耐震改修等の補助実績はありますか？	無	有	
建物は市街化調整区域内にありますか？	無	有	開発審査課との協議要
建築基準関係規定の不適合はありますか？	無	有	誓約書（違反是正）の提出
建物の所有者ですか？	該当	非該当	所有者からの同意書を提出
建物の所有者が複数名いますか？	いない	いる	共有持分者からの同意書の提出
除却工事業者の許可又は登録は有効期限内ですか？	期限内	期限切れ	登録の更新手続き

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
申請者要件　□適　□不適	
過去の耐震改修等の補助実績　□無　□有	
市補助金の計算　□適　□不適	
□用途地域（　　）□調整区域※	
違反の有無（敷地内別棟）　□無　□有	
前面道路（狭あい協議）　□不要　□要	
□都市計画図添付　□概要書添付	

様式第１９号（第１５条関係）

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

【　チェックリスト９　建替え　完了実績報告時　】

申請者（代理者）記入欄			
申請者名		ＴＥＬ	－　　－
代　理　者		ＴＥＬ	－　　－
		ＦＡＸ	－　　－
会　社　名		ＭＡＩＬ	

必要書類一覧	備　　考
□　完了実績報告書（様式第９号）	
□　事業実施報告書	
□　建替工事の契約書(変更契約)の写し	
□　建替工事の領収書の写し	
□　工事経過がわかる写真	（工事前、既存解体後、工事後）
□　産廃処理状況写真	集積、運搬、処分場への搬入等の状況
□　新築住宅の確認済証の写し及び検査済証の写し若しくは台帳記載証明書	
□　住民票	※転居した後のもの
□　宮崎市への請求書	
□　代理受領の場合、請求及び受領に関する委任状	**相手方登録申出書（工事を行った者）**
□　代理受領の場合、相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し
□　その他市長が必要と認めた書類	

その他　確認事項	※選択肢が右欄の場合、修正が必要		
契約書の日付は**『補助金交付決定通知書』の日付以降**になっていますか？	はい	いいえ	

■宮崎市職員審査欄　※申請者は記入不要	
一次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿	二次審査　審査日　／　担当＿＿＿＿
市補助金の計算　□適　□不適	
違反誓約書の有無　□無　□有（□是正済み）（□通知書作成）	
相手方登録変更　□済　□未	

以降、参考任意様式

任意様式　１　　事業計画書、事業実施報告書（耐震診断）
任意様式　２　　事業計画書、事業実施報告書（総合支援）
任意様式　３　　事業計画書、事業実施報告書（除却）
任意様式　４　　事業計画書、事業実施報告書（建替え）
任意様式　５　　委任状
任意様式　６　　同意書
任意様式　７　　確約書
任意様式　８　　請求書
任意様式　９　　請求及び受領に関する委任状
任意様式　１０　誓約書（違反是正）
任意様式　１１　地位承継届

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業　　任意様式１

【耐震診断】□事業計画書［□申請□変更］　□事業実施報告書　　別紙

建　物　概　要				
住宅所有者				
住宅種別	□ 長屋	□ 共同住宅		
建築時期	□ 明治	□ 大正	□ 昭和　　年　　月頃新築	
規模	１階　　㎡ ・ ２階　　㎡ ： 計　　㎡			

□収支予算　□収支決算			
収入の部		支出の部	
自己資金（消費税は除く）	円	診断費（消費税は除く）	①　　円
市補助金	③　　円		
計	円		
		総事業費（税込）	④　　円

市補助金の計算

①×２／３（千円未満切捨）　＝ ②　　円

②と３３６，０００円のいずれか小さい額　＝ ③　　円　**（交付申請額）**

耐震診断等概要					
耐震診断者					
宮崎県木造住宅耐震診断士	第　　号				
交付決定日	年　月　日			※交付申請時は未記入	
診断契約（予定）日	年　月　日			診断完了（予定）日	年　月　日
耐震診断					
評点	2階	X方向	点	※交付申請時は未記入	
		Y方向	点		
点	1階	X方向	点		
		Y方向	点		

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業　　任意様式２

【総合支援】□事業計画書［□申請 □変更］　□事業実施報告書　　別紙

建　物　概　要

住宅所有者									
住宅種別	□ 専用住宅	□ 併用住宅（　　）				□ 長屋		□ 共同住宅	
建築時期	□ 明治	□ 大正	□ 昭和	年	月頃新築				
規模	１階	㎡ ・ ２階	㎡ ： 計	㎡					

□収支予算　□収支決算

【総合支援】収入の部			【総合支援】支出の部		
自己資金（消費税は除く）		円	設計費（消費税は除く）		円
市補助金	③	円	工事費（消費税は除く）	①	円
計		円	計（消費税は除く）		円
			総事業費（税込）	④	円

市補助金の計算

①×４／５（千円未満切捨）　＝　②　　円

②と１１５万円のいずれか小さい額　＝　③　　円　**（交付申請額）**

耐震補強設計等概要

耐震診断者				耐震補強設計者				
宮崎県木造住宅耐震診断士	第　　号			宮崎県木造住宅耐震診断士	第　　号			
交付決定日	年　月　日			補強設計契約日	年　月　日			
改修前評点	2階	X方向	点	改修後評点	2階	X方向	点	
		Y方向	点			Y方向	点	
点	1階	X方向	点	点	1階	X方向	点	
		Y方向	点			Y方向	点	

耐震改修工事概要

工事監理者				
建築士事務所名				
事務所登録	（　　）建築士事務所	登録	第　　号	
工事施工業者				
補助対象費用の確認	**次項の補助の対象となる費用について確認しました。**	確認済	□	
申請者への説明	**申請者に補助の申請内容について説明しました。**	説明済	□	
補助対象外工事	□ 無 □ 有 （　　）			
工事契約日	年　月　日	工事完了日	年　月　日	

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業　　任意様式３

【除却】□事業計画書［□申請　□変更］　□事業実施報告書　　別紙

建　物　概　要				
住宅所有者				
住宅種別	□　専用住宅	□　併用住宅（　　）	□　長屋	□　共同住宅
建築時期	□　明治	□　大正	□　昭和　　年　　月頃新築	
規模	１階　　㎡　・　２階　　㎡　：　計　　㎡			

□収支予算　□収支決算			
収入の部		支出の部	
自己資金（消費税は除く）	円	工事費（消費税は除く）	①　　円
市補助金	⑤　　円		
計	円		
		総事業費（税込）	円

市補助金の計算

①×２３％（千円未満切捨）　＝　②　　円

（耐震改修等に要する費用相当額）
既存建物の延床面積×３４，１００円／㎡×２３％　＝　③　　円
（千円未満切捨）

②と③いずれか小さい額　＝　④　　円

④と３４４，０００円のうちいずれか小さい額　＝　⑤　　円　**（交付申請額）**

工　事　概　要					
上部構造評点	2階	X方向	点	耐震診断者	
		Y方向	点	登録番号	第　　号
点	1階	X方向	点		
		Y方向	点		
除却工事業者					
	担当者			連絡先	
交付決定日	年　月　日			※交付申請時は未記入	
工事契約日	年　月　日			工事完了日	年　月　日

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業　　任意様式４

【建替え】　□事業計画書［□申請　□変更］　　□事業実施報告書　　別紙

建　物　概　要				
住宅所有者				
住宅種別	□　専用住宅	□　併用住宅（　　）	□　長屋	□　共同住宅
建築時期	□　明治　□　大正	□　昭和　　年　　月頃新築		
規模	１階　　㎡　・　２階　　㎡　：　計　　㎡			

□ 収支予算　□ 収支決算			
収入の部		支出の部	
自己資金（消費税は除く）	円	工事費（消費税は除く）	①　　円
市補助金	⑤　　円		
計	円		
		総事業費（税込）	円

市補助金の計算

①×２３％（千円未満切捨）　＝　②　　円

（耐震改修等に要する費用相当額）
既存建物の延床面積×３４，１００円／㎡×２３％　＝　③　　円
（千円未満切捨）

②と③いずれか小さい額　＝　④　　円

④と３８０，０００円のうちいずれか小さい額　＝　⑤　　円　**（交付申請額）**

工　事　概　要					
上部構造評点	2階	X方向	点	耐震診断者	
		Y方向	点	登録番号	第　　号
点	1階	X方向	点		
		Y方向	点		
工事施工者					
	担当者		連絡先		
除却工事業者					
交付決定日	年　月　日		※交付申請時は未記入		
除却工事契約日	年　月　日		新築工事完了日	年　月　日	

任意様式５

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

委　任　状

私は、　　を代理人と定め、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業に関する下記の手続きを委任します。

記

□　補助申請（変更申請）に伴う手続き・必要書類の作成・提出
□　完了実績報告に伴う手続き・必要書類の作成・提出
□　その他（　　）

年　　月　　日

委任者　　住 所
（申請者）
氏 名　　㊞

受任者　　住所
（代理人）　会社名
氏名

任意様式６

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

同　意　書

宮　崎　市　長　殿

私は、　　が「宮崎市木造建築物等地震対策促進事業」の補助を受けることに同意いたします。

【補助事業の区分】

□　耐震診断
□　総合支援
□　除却
□　建替え

年　　月　　日

共有持分者　住 所

氏 名　　㊞

任意様式７

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業
確　約　書

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

申請者　　住 所

氏 名　　㊞

私は、宮崎市木造建築物等地震対策促進事業の実施にあたり、下記物件に係る紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないことを確約します。

記

１　建築物の所在地

任意様式８

請　求　書

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

請求者　　住 所

氏 名

下記のとおり請求いたします。

金　額								

※木造建築物等地震対策促進事業に対する補助金として

任意様式９

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

請求及び受領に関する委任状

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

委任者　　住所

（申請者）　氏名　　㊞

電話　　－　　－

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金の交付の請求及び受領について、下記のとおり委任します。

記

１ 受任者（工事を行った者）

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（添付書類）

□ 相手方登録申出書（工事を行った者）

※市記入欄

交付確定通知	
日付	年　月　日
番号	宮建第　　号

任意様式１０

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

誓　約　書（違反是正）

宮　崎　市　長　殿

「宮崎市木造建築物等地震対策促進事業」の補助申請にあたり、下記のとおり申請敷地内にある建築基準関係規定に適合してない建築物の部分があることを承知しております。当該箇所については、将来的に是正を行うことを誓約します。

記

【是正事項】

法不適合条文	部　位	現　況	是正方法

以　上

年　　月　　日

申請者　　住 所

氏 名　　㊞

任意様式１１

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業

地位承継届

年　　月　　日

宮　崎　市　長　殿

申請者　　住 所

氏 名

電 話　　－　　－

宮崎市木造建築物等地震対策促進事業補助金交付の地位を下記のとおり承継するので関係書類を添えて届け出ます。

申　請　者	変 更 後	住 所 氏 名 電 話
	変 更 前	住 所 氏 名 電 話
補助事業の区分	□ 耐震診断　□ 総合支援　□ 除却　□ 建替え	
住宅等の所在地		
承 継 の 理 由		